

松原がんばる市民応援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、スポーツ、芸術、文化等の分野において、特に顕著な成績を収め、かつ、将来にわたり活躍が期待される者に対し、松原がんばる市民応援金（以下「応援金」という。）を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(交付の対象)

第2条 応援金の交付対象となるもの（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 競技会、コンクール等（以下「競技会等」という。）に出場又は出展（補欠としての出場又は出展を含む。以下同じ。）することが決定した日において本市の住民基本台帳に記録されている個人であって、日本又は大阪府の代表として、全国的規模以上の競技会等に出場又は出展することが決定した者。

(2) 全国的規模以上の競技会等に出場又は出展し、優勝等の記録を残した同優勝等の時点で市内に所在する団体（規約等を有するものに限る。）。

2 前項に規定する全国的規模以上の競技会等とは、オリンピック、ユニバーシアード、パラリンピック、ワールドカップ、世界選手権等の国際的規模の競技会等及び国、地方公共団体、公益財団法人日本スポーツ協会、各競技連盟等が主催する全国的規模の競技会等をいう。

3 応援金の交付は競技ごととし、一の競技会等において、同一競技による複数の種目に出場する場合の、交付の対象は1種目のみとする。

4 第1項の規定にかかわらず、交付対象者に準ずると市長が認めるものについて、応援金を交付することができる。

(応援金の額等)

第3条 応援金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 国際的規模の競技会等に出場又は出展することが決定した個人に対しては100,000円とする。ただし、日本国内で開催される国際的規模の競技会等に出場又は出展した場合は、50,000円とする。

(2) 全国的規模の競技会等に出場又は出展することが決定した個人に対しては50,000円とする。ただし、大阪府内で開催される全国的規模の競技会等に出場又は出展した場合は10,000円、大阪府を除く近畿地方（京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県・三重県・滋賀県）で開催される全国的規模の競技会等に出場又は出展した場合は20,000円とする。

(3) 全国的規模の競技会等において優勝等の記録を残した団体に対しては50,000円とする。また、国際的規模の競技会等において優勝等の記録を残した団体に対しては、市長が定める金額を交付することとする。

2 前条第4項に規定するものに対する応援金の額については、前項の規定にかかわ

らず、競技会等の規模に応じ、前項に定める額を上限として市長が定める。

(交付申請)

第4条 応援金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、松原がんばる市民応援金交付申請書（様式第1号）に、競技会等の開催要領が分かる書類その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出するものとする。

2 前項の申請は、競技会等に出場又は出展することが決定した日から競技会等の終了後1月を経過する日までに行わなければならない。ただし市長がやむを得ないと認める場合はこの限りでない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定により松原がんばる市民応援金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その可否を松原がんばる市民応援金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するとともに、交付の決定がなされた申請者（以下「応援金交付決定者」という。）に対して応援金を交付するものとする。

(結果報告)

第6条 応援金交付決定者は、競技会等の終了後、競技会等結果報告書（様式第3号）に競技会等における結果が分かる書類を添付して市長に報告しなければならない。

(返還)

第7条 応援金交付決定者は、競技会等に出場又は出展しなかった場合は、応援金を市長に返還しなければならない。ただし、市長が返還の必要がないと認める場合は、この限りでない。

2 市長は、応援金交付決定者が偽りその他不正な手段で応援金の交付を受けていた場合は、応援金の交付決定を取り消し、既に交付を受けた応援金を返還させるものとする。

(実施の細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、応援金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(実施期日等)

1 この要綱は、平成22年11月15日（以下「実施日」という。）から実施し、実施日において開催期間中である競技会等に係る応援金から適用する。

(松原市文化・スポーツ全国大会出場費助成金交付要綱の廃止)

2 松原市文化・スポーツ全国大会出場費助成金交付要綱（平成18年4月1日実施）は、廃止する。

(経過措置)

3 実施日前に開催された前項の規定による廃止前の松原市文化・スポーツ全国大会出場費助成金交付要綱（以下「旧要綱」という。）に基づき交付される助成金の対

象となる大会に係る助成金については、旧要綱は、この要綱の実施後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成23年5月30日から実施し、改正後の第3条第3項の規定は、平成23年4月1日以後に実施された競技会等に係る松原がんばる市民応援金について適用する。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から実施し、同日以後に開催される競技会等について適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施し、改正後の松原がんばる市民応援金交付要綱の規定は、同日以後に開催される競技会等について適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月7日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正前の松原がんばる市民応援金交付要綱の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の松原がんばる市民応援金交付要綱の様式により作成した用紙として使用することができる。